小学校入学予定の保護者のみなさまへ

北区教育委員会

令和５年度　就学援助のお知らせ（令和６年度小学校入学予定の方）
新入学学用品等購入費の入学前支給のご案内

北区では、お子さんが元気で健やかな学校生活を送れるよう、ご家庭の経済的な事情に応じて学習に必要な費用の一部を援助する就学援助を実施しています。

就学援助は、小中学校在学中に受けられる制度で、一定の所得等の要件があります。申請手続きや援助内容などの詳細は、北区のホームページをご覧ください。

［問い合わせ先］
〒114-8546　東京都北区滝野川２丁目５２番１０号
北区教育委員会事務局教育振興部　学校支援課学事係
（北区役所滝野川分庁舎１階５番窓口）
☎03-3908-1541　月～金曜（祝日を除く）８時 30 分～17 時

北区ホームページ
「就学援助」

令和６年度に小学校入学予定の方は、就学援助の支給費目のうち、「新入学児童生徒学用品等購入費」の入学前支給の申請をすることができます。ご希望の方は、下記のとおり申請をしてください。

1　入学前支給を受けることができる方

令和６年度に小学校入学予定のお子さんの保護者で、以下のすべてに該当する方

（１）令和６年３月１日現在、北区に住民登録をしている方

（２）令和６年４月から国公立の小学校に就学する方

（３）生計を共にする世帯全員の総所得金額が基準額未満の方

※ 私立学校は対象外となります。

※ 生活保護受給中の方は、生活福祉課から支給があるため、入学前支給の対象外となります。

※ 特別支援学校に就学する方は、就学奨励事業との差額を支給するため、入学前支給の対象外となります。

【認定基準額（目安）】

世　帯　構　成		世帯全員の年間収入額（給与収入の方）	世帯全員の総所得金額（R4.1.1～R4.12.31）
２人	親(33 歳)子(就学前児童)	約 428 万円	約 288 万円
３人	親(35 歳・30 歳)子(就学前児童)	約 470 万円	約 322 万円
４人	親(35 歳・30 歳)子(就学前児童・３歳)	約 512 万円	約 355 万円
５人	親(40 歳・35 歳)子(小４・就学前児童・３歳)	約 574 万円	約 405 万円
６人	親(40 歳・35 歳)子(小４・就学前児童)祖父母(70 歳・65 歳)	約 645 万円	約 462 万円

※ 入学前支給は令和６年３月１日現在の世帯状況（年齢・学年等）で基準額の算定を行います。

※ 入学前支給は令和５年度就学援助になるため、入学後の令和６年度就学援助とは基準額の算定年度や対象となる所得期間が異なります。（所得等によって認定結果が異なる場合があります。）

※ この表はあくまでも目安となります。家族構成や世帯員の年齢等により基準額が異なります。所得に関わらず申請することは可能ですので、該当か分からない場合は申請することをお勧めし

ます。

※「総所得金額」とは、

① 給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄から１０万円を控除した金額になります。

② 事業所得の方は、年間収入額から必要経費等を差し引いた金額になります。

①給与所得のみの方が源泉徴収票で総所得金額を確認する場合

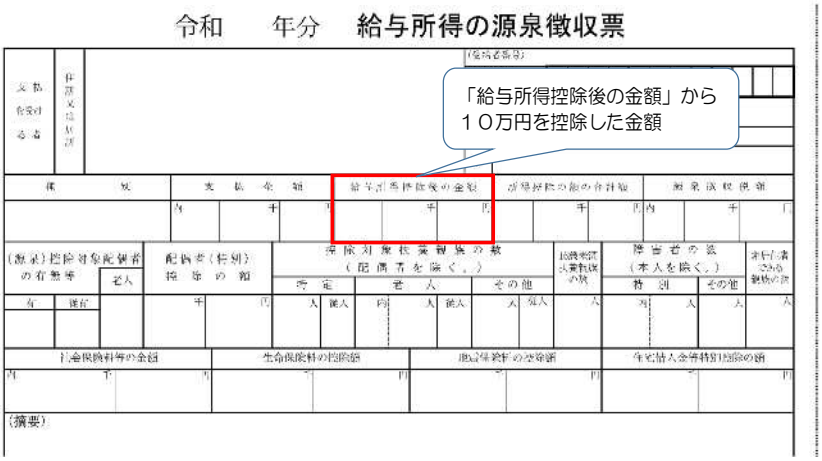

2　申請手続き

（１）申請書の提出について

記入例をご覧いただき、教育委員会へ「令和５年度就学援助費希望調書（申請書）」を郵送又は窓口にて提出してください。申請書は、北区ホームページ「就学援助」からダウンロードしていただくか、学校支援課学事係の窓口にもご用意してあります。

【提出期限】令和６年１月３１日（水）

【提　出　先】北区教育委員会事務局教育振興部学校支援課学事係

（住所等は表面［問い合わせ先］を参照）

（２）申請に伴う所得の確認について

令和５年１月１日現在、北区に住民登録がある方は、所得確認書類の提出は不要です。

詳細は北区ホームページから「令和５年度就学援助のお知らせ（北区立小中学校）2－（２）申請に伴う所得の確認について」をご覧ください。

3　認定結果及び支給について

（１）認定結果は、３月上旬に郵送でお知らせします。

（２）支給金額及び支給日について

【支給金額】６４，３００円

【支　給　日】令和６年３月１５日（金）予定

4　注意事項

（１）入学前支給を受けた方は、入学後の令和６年度就学援助の申請で認定になっても、「新入学児童生徒学用品等購入費」は支給されません。

（２）入学前支給を受けた場合も入学後に支給を受けた場合も支給金額に差異はありません。

（３）令和６年３月２日以降に転出された場合は、転出先自治体に「新入学児童生徒学用品等購入費」の入学前支給を行った旨を通知します。

（４）誤って入学前支給を受けた場合（例：入学前支給を受けたが私立に就学した、入学前支給を受けたが生活保護受給中であった、入学前支給を受けたが特別支援学校に就学した等）は、お手数ですが返還していただくことになります。